

大分県の中小企業と組合のための情報誌

COMPASS

VOL.413
2025年
6月号

特集

経済産業関係

令和7年度（2025年度）

税制改正のポイント

●特集……p2

経済産業関係令和7年度（2025年度）税制改正のポイント

●がんばる組合探訪記……p4

臼杵市中央通り商店街振興組合

●ニュースフラッシュ……p6

●新入職員紹介……p7

●組合事務局の紹介……p8

大分県酒販協同組合連合会

●中央会スケジュール……p8

●通常総会終了後の事務手続きについて……p9

●点と線……p10

高年齢者雇用安定法の経過措置終了

65歳まで確実に働ける制度へ

●情報連絡員レポート……p12

大分県中小企業団体中央会

〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号（大分県中小企業会館4階）

TEL.097-536-6331 FAX.097-537-2644

URL: <https://www.chuokai-oita.or.jp>

経済産業関係 令和7年度(2025年度)

1. 国内投資の持続的拡大

① 中小企業経営強化税制の拡充・延長

- ・ 中小企業の成長を後押しし、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が100億円を超える中小企業(100億企業)の創出を推進するため、中小企業経営強化税制(即時償却又は税額控除(最大10%))を2年間延長した上で、100億企業を目指す中小企業に対する措置を拡充(対象設備に建物を追加。建物に対し、特別償却(最大25%)又は税額控除(最大2%))する。

② 地域未来投資促進税制の拡充・延長

- ・ 地域経済を牽引する企業の成長促進を通じた強靱な産業基盤の構築に向けて、地域経済への波及効果が特に高く期待できる事業の促進を強化すべく、地域未来投資促進税制(通常は、特別償却(35%)又は税額控除(4%))の措置期間を3年間延長した上で、地域経済の実情に応じ、その発展・成長に特に資する分野に対する10億円以上の設備投資について新たな措置(特別償却50%又は税額控除5%)を追加する。

③ エンジェル税制の拡充

- ・ スタートアップに対する資金供給を促す観点から、エンジェル税制について個人投資家による更なる利活用を拡大するため、再投資期間(現行1年)を株式譲渡益が発生した年の翌年末(最大2年間)まで延長する。

④ 固定資産税の特例措置の拡充・延長

- ・ 赤字の中小企業であっても前向きな投資を引き続き可能とするため、賃上げを行う企業を対象に設備投資に伴う固定資産税の特例措置を2年間延長するとともに、賃上げ率に応じて軽減率を引き上げる(課税標準を最大で5年間1/4まで軽減)。

2. 中小企業の活性化

① 事業承継税制の見直し

- ・ 経営者の高齢化の進展等に鑑み、中小企業の事業承継を一層後押しし、生産性向上・成長への支援を強化する観点から、事業承継税制の特例措置について、役員就任要件の見直し(現行:「贈与日まで3年以上役員である」→改正案:「贈与の直前に役員である」)を行う。個人版事業承継税制についても同趣旨の見直しを行う。事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する。

② 中小企業経営強化税制の拡充・延長(再掲)

- ・ 中小企業の成長を後押しし、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が100億円を超える中小企業(100億企業)の創出を推進するため、中小企業経営強化税制(即時償却又は税額控除(最大10%))を2年間延長した上で、100億企業を目指す中小企業に対する措置を拡充(対象設備に建物を追加。建物に対し、特別償却(最大25%)又は税額控除(最大2%))する。

③ 中小企業投資促進税制の延長、④ 中小企業軽減税率の延長等

- ・ 人手不足や物価高騰が続く中、中小企業の更なる設備投資を促進するため、中小企業投資促進税制(特別償却30%又は税額控除(7%)(※1))を2年間延長するとともに、財務基盤を強化するため、中小企業軽減税率(所得800万円まで、法人税率を19%→15%に軽減(※2))を2年間延長する。

※1 税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る

※2 課税所得10億円超の中小法人等は法人税率を19%→17%に軽減

税制改正のポイント

⑤中小企業防災・減災投資促進税制の延長等

・令和6年能登半島地震をはじめ、自然災害が全国で多発する中、中小企業における防災・減災能力の強化が一層重要性を増していることを踏まえ、中小企業防災・減災投資促進税制（特別償却16%）を2年間延長等する。

⑥固定資産税の特例措置の拡充・延長（再掲）

・赤字の中小企業であっても前向きな投資を引き続き可能とするため、賃上げを行う企業を対象に設備投資に伴う固定資産税の特例措置を2年間延長するとともに、賃上げ率に応じて軽減率を引き上げる（課税標準を最大で5年間1/4まで軽減）。

3. 激動する国際課税制度への対応と 企業のグローバル対応に向けた環境整備

①経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度への対応、②外国子会社合算税制の見直し

・経済のデジタル化・グローバル化に伴う課税上の課題への解決策として国際合意された①市場国への新たな課税権の配分等（第1の柱）について多数国間条約案の署名に向けた交渉が継続し、②グローバル・ミニマム課税（第2の柱）について各国法制化が進展するなど、国際課税制度は激動の時代を迎えている。こうした状況に鑑み、グローバル・ミニマム課税の更なる法制化を踏まえ、同制度及び関連する既存の類似措置（外国子会社合算税制）における事務負担の軽減のための手続き等の簡素化等を行う。

4. エネルギーサプライチェーンの強靱化・ GXの実現や産業競争力強化に向けた検討

①減耗控除制度の延長等

・世界各国によるカーボンニュートラルに向けての取り組みや、ウクライナ危機や中東情勢の緊迫化など、エネルギー・鉱物資源の安定供給確保の重要性が増している中、持続的な鉱業活動を後押しする減耗控除制度の3年間の延長等を行う。

②電気供給業・ガス供給業に係る課税方式の検討

・電気供給業・一部のガス供給業について、強靱なエネルギーサプライチェーンを構築する観点から、一般の企業との課税の公平性確保を図るため、法人事業税の課税方式を他の事業と同様の課税方式へ変更することについて引き続き検討する。

③車体課税の見直し

・車体課税については、カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献するものとすべく、国・地方の税収中立の下で、取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、令和8年度税制改正において結論を得る。

④次世代半導体税制の新設

・産業競争力の強化及び経済安全保障に資する国内での次世代半導体の量産等の実現に向け、資本増強によって発生する税負担を軽減する措置を行い、次世代半導体事業者の財務基盤の強化を図る。

臼杵市中央通り 商店街振興組合



前田 勝雅 理事長

組合概要

[理事長]	前田 勝雅
[設立]	昭和47年2月
[組合員数]	37名
[出資金]	44万円
[主な事業内容]	・組合員の販売に関する共同事業 ・街路灯や駐車場等、商店街の環境整備事業 ・教育情報提供事業 ・土地の合理的利用の計画や助言 ・その他附帯する事業
[住所]	大分県臼杵市大字臼杵232番地の1

■組合のあゆみ

臼杵市中央通り商店街は、市の中心市街地の中心部に位置し、直線約320メートルの商店街です。

昭和25年、市制が施行され、新しい市の発展と並行し、市の目抜き通り商店街と位置づけられ、昭和28年に本町商店街と畳屋町商店街が一つとなり、現在の「臼杵市中央通り商店街」と呼称することとなりました。昭和53年にアーケードを設置し、平成4年にはカラー舗装を行いました。昔から市の中心的な商店街として市民の方に親しまれています。

平成15年には街並み景観に合わせ商店街をリニューアルすることを目的にアーケードを撤去し、新生臼杵市中央通り商店街として新たな一歩を踏み出しました。また新生商店街に愛着を持っていただけるように愛称を一般公募し、1,000通近い応募の中から「八町大路」と決定しました。

周辺には稲葉家下屋敷、野上弥生子文学記念館、二王座の町並みや歴史・文化等の資源があり、商業と観光の中心地となっています。

組合としては、毎月第一土曜日に開催される「幟市」や夜市、歳末売出し、そして臼杵の秋を代表する祭りである「うすき竹宵」、他団体（行政や地元の高校）との共同イベントなどを開催し、中心市街地活性化や賑わいの創出を行っています。

■大火災からの復興

令和6年11月24日午後、臼杵市中央通り商店街では店舗や住宅等17棟が焼ける大規模な火災が発生しました。飲食店や呉服店などが建ち並んでいた商店街の一角が被災し、長年商店街を支えてきた老舗も被害にあいました。歴史的な町並みが残る石畳の商店街での火事は、幸いけが人はいなかったものの、店主や来店客に大きな影響を及ぼしました。

60年を超える歴史を持つ商店では建物が焼け落ちてしまったほか、大切な商品、顧客台帳などの資料も焼けてしまいました。

その後、がれきの撤去のため、重機を入れた撤去工事が行われ、現地は更地となりました。そして被災した店舗でも復興に向けた動きがみられるようになりました。火事で店舗兼住宅が被災した茶類小売業の店舗も被災3週間後から実家で営業を再開し、客から直接注文を受けて茶葉を販売、その後再び商店街に仮店舗



現地に建てられた「八町一丸!」



空からみた現場

をオープンさせています。



更地となっている現地

また、臼杵市観光協会の主催で、城下町を巡るウォーキングツアーが4月29日、八町大路付近で行われました。午前、午後の2回あり、計31人が4コースに分かれて歩きました。参加者は昨年の大規模火災で被災して、仮店舗で営業を再開した商店を訪問し、インタビューを通じて生き抜く力について学びました。

住宅兼店舗が全焼した呉服店の店主は「一瞬で全財産を失った」と焼け焦げた建物の写真を見せながら火災の恐ろしさを話しました。また、参加者らは「次に建てる時はどんな店にするのか」などの質問をして、防災や災害復興についての学びを深めました。



ガイドと巡る臼杵城下町復興ウォーク

■八町大路 福幸音楽祭

令和7年5月3日、臼杵市中央通り商店街では、恒例の「幟市」に合わせて、臼杵出身のアーティストを中心とした音楽祭「八町大路 福幸音楽祭」を開催しました。「福幸（ふっこう）」とは、八町大路を愛する市民の思いと、先人が残してくれた臼杵の歴史文化を継承していく決意をおし、中心市街地の復興と更なる発展を願って作った造語です。

会場となる特設ステージは、4月23日にがれきの撤去が終わったばかりの大火災の跡地に設けられました。

当日は、臼杵市にゆかりのあるアーティストや地域の園児らおよそ130人が出演し、音楽やダンスを披露しました。オープニングから約300人の観客が訪

れ、会場は大変活気に溢れていました。大火災からの復興を多くの人が応援してくれていることを実感できるイベントとなりました。

また、フィナーレでは、火災の3日後に作られた歌「パイオニアうすきソング」が披露され、町の再生を願って合唱されました。

商店街の音楽イベントは今後も開催される予定で、賑わい作りの場になればと期待を寄せています。



八町大路福幸音楽祭チラシ



八町大路福幸音楽祭会場

■八町大路火災復興連携会議

大火災から約半年が経過し、今後の現地の活用について議論が行われるようになっていきます。火災後はまず被災者が中心となり、八町火災復旧対策会議が発足し、現地のがれきの撤去と更地への整備に向けて始動しました。その後、更地となった現地の活用方法を検討するプロジェクトチームとして「八町大路火災復興連携会議」が発足し、活動をスタートさせました。この連携会議には、八町火災復旧対策会議のメンバーはもちろん、臼杵市中央通り商店街振興組合や臼杵ケーブルネット(株)、(株)まちづくり臼杵、自治体や臼杵商工会議所、建築士会などが参画しています。

この復興連携会議では、今後この商店街の中心地に位置する現場をどのように活用し、どのような「街の絵」を描くのか、そのために地域の意向調査も実施しています。そして、地域の意向を集約して、臼杵市景観条例を守りつつ、防災の意識を持ったグランドデザインとなるよう、図面やイラストに落とし込んでいく計画となっています。商店街の中心となる場を整備することで、新たなエネルギーを呼び込み、活気ある賑わいづくりに貢献できるのではないかと今後が期待されています。

■令和7年度中央会第1回正副会長・常任理事合同会議、第1回理事会を開催しました

5月8日、令和7年度中央会第1回正副会長・常任理事合同会議、第1回理事会を大分市のレンブラントホテル大分にて開催しました。理事会では、議題として「第70回通常総会提出議案決定の件」、「創立70周年記念式典について」等が審議され、満場一致で承認されました。



第1回正副会長・常任理事合同会議



第1回理事会

■外国人労働者等就業環境等整備促進事業

令和7年度大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金の申請を受け付け中です。当補助金は、外国人技能実習生、特定技能外国人、海外からのインターンシップ生の受入を行っている県内企業に対し、「就労環境・居住環境等の整備」「コミュニケーション促進」のための費用の一部を補助します。

補助上限及び補助率は、受入企業50万円で補助率は1/2以内（賃上枠は最大100万円で補助率2/3以内）、受入監理団体20万円で補助率1/2以内となっております。

募集期間は10月31日（金）までとなっておりますが、予算が無くなり次第終了となりますので、お早めにご相談ください。

■中小企業省力化投資補助金を募集しています

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する補助金を募集しています。詳しく

は「中小企業省力化投資補助金」サイト（<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>）をご覧ください。

■組合等経営課題対応支援事業

中央会では、組合及び組合員の経営課題解決を図るための専門家派遣を支援しています。専門家派遣1回あたりの予算上限は30,000円＋交通費です。

詳細につきましては、担当指導員へお問い合わせください。

■制度改正等の課題解決環境整備事業

組合及び組合員が抱える労働・税制・民法等の制度改正（条例の改正を含む法令改正等を伴うものに限る）や、働き方改革・事業承継等の諸問題を解決して適正な事業運営ができる環境を整備することを目的として無料の専門家派遣を行っております。利用できる枠に制限がございますので、実施を希望される方は、お早めに本会へご相談ください。

また、年1回の制度改正に関する講習会を開催する予定です。

【専門家派遣実施例】

- ・税制改正についての相談先：税理士
- ・労務関係についての相談先：社会保険労務士 等

■事業環境変化対応型支援事業

※今年度はインボイス制度関連の他、団体協約等による価格転嫁対策等に関連するものも対象となります！

本会では、昨年度に引き続き「令和6年度事業環境変化対応型支援事業」として、諸課題（インボイス対策、団体協約等による価格転嫁対策等）に関連したテーマについて、専門家の派遣を行っています。税理士や社労士等の専門家によるアドバイスを受けることができ、派遣費用は無料（本会負担）です。

なお、利用できる組合数に制限があります。実施をご希望される方は、お早めに本会へご相談ください。

■個別専門指導事業

当会では組合活動に係る法律・税務相談等に関する問題について、専門家（弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士 等）の派遣を行い、課題解決を図る取組を支援いたします。相談をご希望の組

合は担当指導員までお気軽にお問い合わせください。

■第38期 豊の国商人塾第4回ゼミナールが開催されました

2月28日に豊の国商人塾ゼミナールが大分センチュリーホテルにおいて開催されました。ゼミでは、外部から講師2名を招き、卒塾生による講義やグループディスカッション、塾頭の講義が行われました。また、第38期塾生に加え塾生OBからも多くの参加がありました。当日のテーマは以下の通りです。

テーマ①：ホスピタリティ産業におけるサステナビリティ

講師：東洋大学国際観光学部 准教授
徳江 順一郎 氏

テーマ②：宿泊視察とサスティナブルツーリズム

講師：東洋大学国際観光学部 准教授
内田 彩 氏

テーマ③：卒塾生の活動報告

講師：松田周作建築設計事務所
代表 松田 周作 氏

テーマ④：生活に身近な『食』の国際化を考える

講師：東洋大学観光学部教授 商学博士
商人塾塾頭 佐々木 茂 氏

■おおいた子育て応援団「しごと子育てサポート企業」の認証を取得してみませんか

大分県では、仕事と育児が両立できる職場環境の実現に向けて、社員の出産や子育てをサポートする企業を「おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）」として認証しています。

認証登録されると、認証マークを会社案内や名刺に使用することができ、県のHPなどでも紹介してもらうことができるため、県民の皆さんに広く周知することができます。

申請手続き等でお困りのことがあればご相談ください。

詳細、ご不明点は本会までご連絡ください。

■本誌で紹介する組合を募集しています

本誌に登場していただける組合を募集しています。組合の活躍状況や業務PRなど、他組合の参考事例とさせていただきます。組合の情報発信、組合員間相互の連携に向けた一助として、ぜひご協力ください。

新入職員紹介



あんどう まこ
安藤 真子

組織支援部 組織支援一課

4月より入職いたしました安藤真子と申します。皆さまのお役に立てるよう精一杯努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。生まれも育ちも大分県なので、大分でご活躍されている皆さまのお力になることができればとても嬉しいです。

趣味は野球観戦で、よく球場にも足を運んで応援しています。目標は、12球団の各本拠地すべてで現地観戦をすることです。落ちこんだときや、やる気を出したいときなど、自分を励ましたいときは応援している球団の応援歌をよく聴きます。また、休日は道の駅などを巡ってソフトクリームを食べるのが好きなので、おすすめのお店があれば教えていただきたいです。

まだまだ知識も浅く、未熟でご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、日々勉強に励み、皆さまのお悩みやご相談に的確に対応できるよう精進いたします。今後ともどうぞ、よろしくお願いいたします。

組合事務局の紹介【大分県酒販協同組合連合会】

専務理事 都 隆治

昨年（令和6年）4月より事務局に勤めています都隆治と申します。東島さんに教わりながら、仕事をして1年が経ちました。東島さんと同じ学校の事務職員の経歴ですが、60歳を迎えた定年後の10年間は今までと違った業種で、多種の企業、事務所と関わる仕事をさがし、経験することができました。全ての業務とはいきませんが、会計処理を簡単にすることができないかいつも悩み工夫をしているところです。

事務長 東島太郎

事務局で仕事をしています東島太郎と申します。平成29年の春、大分小売酒販組合の理事から声を掛けていただいたのが縁でこの業界に入り、早いもので8年が過ぎてしまいました。前職は、県立学校の事務職員として10数校に携わりながら43年間仕事をしてきました。

事務局では商品券（ビール券）の卸業を主な業務としています。商品券の発注依頼があれば、全国酒販協同組合連合会に発注し、卸や地区の組合へ商品券の販売を行っています。その他にも、傘下の各地区の組合との連絡調整、指導助言、酒業界の新たな情報の提供なども行っています。

酒販業界では、事業者の高齢化や後継者不足による廃業が増えており、組合員が減少しつつあるので、今後は組合員の新規加入をどう増やすかを思案しています。



中央会スケジュール

■中央会等主催関連

- 第64回中小企業団体九州大会
期日：令和7年9月11日（木）
場所：福岡国際会議場（福岡県）
- 第77回中小企業団体全国大会
期日：令和7年11月12日（水）
場所：広島県立総合体育館（広島県）

■青年部会

- 全国中小企業青年中央会
(1)令和7年度通常総会
期日：令和7年6月20日（金）
場所：ホテルニューオータニ鳥取（鳥取県）
(2)組合青年部全国講習会
期日：令和7年11月予定
場所：ホテルメトロポリタン盛岡（岩手県）
- 九州ブロック中小企業青年中央会
(1)令和7年度通常総会
期日：令和7年6月19日（木）
場所：鳥取県（会場未定）
(2)青年部の集い
開催日：令和7年9月11日（木）
場所：福岡県（会場未定）
(3)代表者会議

- ・第1回各県会長会議
開催日：令和7年9月11日（木）
場所：福岡県（会場未定）
- ・第2回各県会長会議
開催日：令和8年2月開催予定
場所：鹿児島県（会場未定）

■組合士協会

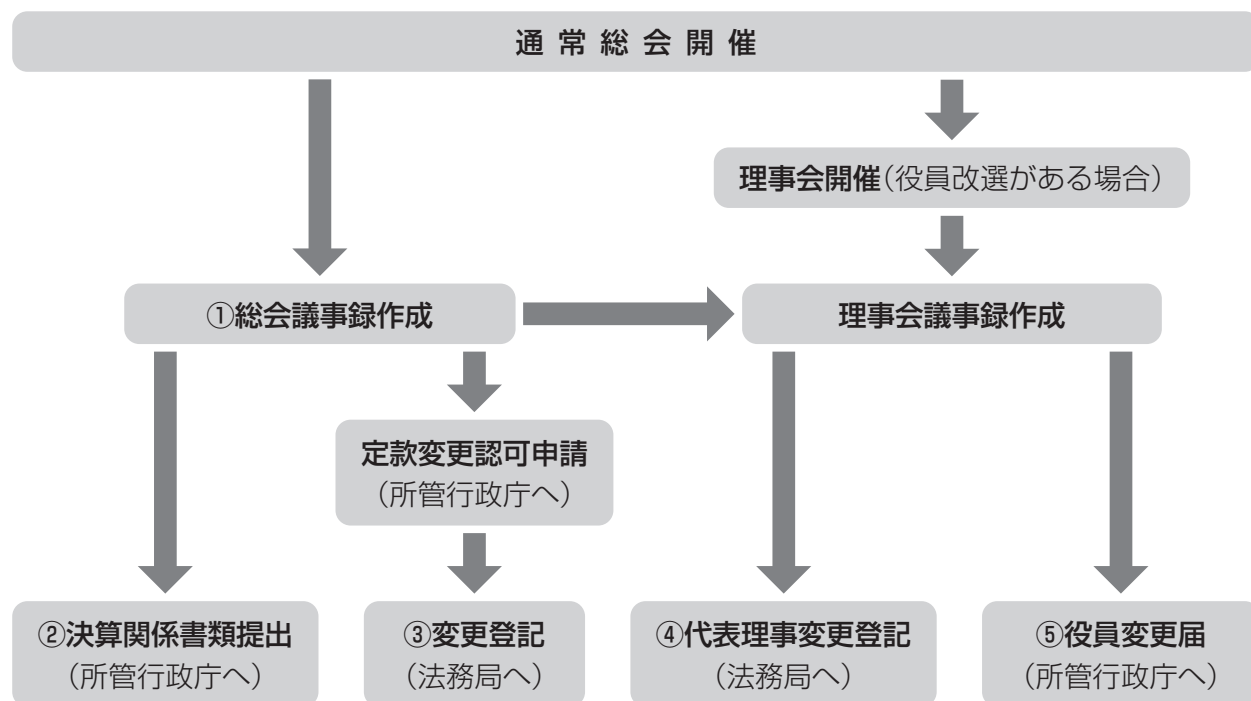
- 4月：資格認定・更新手続き
- 6月：第1回役員会、
全国連合会総会・表彰式
- 7月：通常総会
- 9月：検定試験直前講習会
- 10月：九州連合総会
- 11月：ボウリング大会（事務局連と共催）
- 12月：組合士検定 試験
- 3月：組合士検定 合格発表

■大分県異業種団体協議会

- 令和7年度通常総会
期日：令和7年6月20日（金）17：00～
場所：アートホテル大分（大分市）
- 団体交流会
期日：令和8年2月（未定）

通常総会終了後の事務手続きについて

通常総会が終わると、限られた期間内で事務処理を行わねばなりません。
書類の具体的な処理の方法について、ご不明な点は中央会職員にお尋ねください。



***税務申告（事業終了後2ヵ月以内 但し総会終了後）**

①総会議事録の作成

総会議事録必要記載事項

- *招集年月日 *開催日時及び場所 *理事・監事の数及び出席理事・監事並びにその出席方法
- *組合員数及び出席者数並びにその出席方法 *出席理事の氏名 *出席監事の氏名 *議長の氏名
- *議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 *議事の経過の要領及びその結果

②決算関係書類の提出

通常総会終了後、2週間以内に決算関係書類を行政庁に提出することが義務付けられています。

決算関係書類

- *事業報告書 *財産目録 *貸借対照表 *損益計算書 *剰余金処分案（又は損失処理案） *総会議事録（謄本）

③変更登記

所管行政庁の定款変更認可後、2週間以内に下記の内容について変更があった場合、登記する必要があります。

変更登記の事項

- *主たる事務所の移転 *名称・地区・公告方法の変更 *事業の変更 *出資払込方法・出資一口の金額の変更

④代表権を有する者（代表理事）の変更があった場合は、2週間以内に変更登記が必要です。

⑤役員変更届の行政庁への提出

役員に変更があった場合は、変更のあった日から2週間以内に所轄行政庁へ提出しなければなりません。

変更登記の事項

- *変更事項を記載した書面（新旧役員氏名・住所対照表） *変更の年月日及び変更の理由を記載した書面
- *新役員選任の総会・理事会議事録（謄本）

点と線

高齢者雇用安定法の経過措置終了 65歳まで確実に働ける制度へ

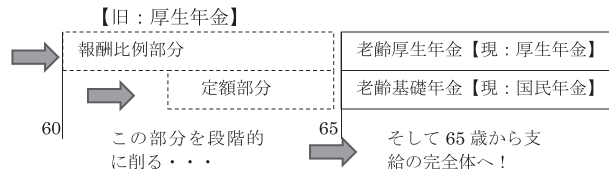
おおいたビジネスプラットフォーム
事業協同組合 理事長
社会保険労務士 工藤 和義 氏



今回は、高齢者雇用安定法の法改正ではありませんが、平成25年法改正による65歳までの継続雇用経過措置が令和7年3月31日で終了となりました。この経過措置は平成25年4月に希望者全員を65歳まで継続雇用とする法改正に伴い、平成25年3月末までに「労使協定（就業規則に記載だけではNG）に継続雇用をする選定基準を設けていれば、段階的な継続雇用でよい」とされていたものです。

そのため、平成25年3月末時点で“労使協定”で定めていない事業所は、その時点から、「原則として希望者全員を65歳までの再雇用義務」となっています。（念のためご確認ください）

これは、年金受給年齢の引き上げに伴い、企業に継続雇用を義務化させたものとも言えます。



すると「定年60歳」で、企業が継続雇用を自由に選択すると「働きたくても再就職が困難」な高齢者が出てくる。失業保険をもらうにしても、“年金がもらえない空白期間ができる”と大問題！

年金財政の厳しさとその補填のための税金等国庫支出の増加をおさえ、支給開始をずらしていくことは既定路線！

企業になるべく“頑張って経験値豊かな高齢者を継続してもらおう”ということで「本人が望む以上は、能力や勤務成績などで、再雇用の可否を決めるような基準はダメ！」としたということです。

【よくある質問】

令和7年からは定年を引き上げないといけなんでしょう？と。

定年は、ゆくゆくは引き上げ若しくは廃止という時代が来るとは思いますが、現行の法令では「60歳を下回らない」とされていて、最低60歳の定年で問題ありません。

ここで整理しておく、

- ①定年は60歳で可。
 - ②ただし、希望者“全員”の再雇用65歳までを義務とする
 - ③70歳まで雇用継続できる環境整備としての“努力義務”を
- ということです。

あくまでも定年を引き上げなければならないということになったのではないのでその点をご理解ください。

【人手不足と高齢者の継続雇用】

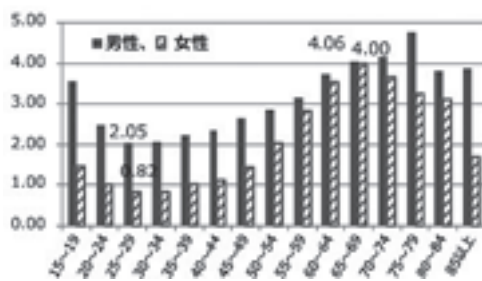
定年だけを考えていくと、“人手不足”であるため、元気があり、根性もあり、働くこと・お金を稼ぐことに意欲的な高齢者の方に「定年なんか気にせず、働ける限り働いてもらいたい」との考えで、定年引上げ等を行うこともあると思います。

60歳から65歳であれば元気な方が多いと思いますが、個人差がそこには存在します。また、60歳代の5年というのは、病気や体力、心身の状況変化などによって、“できていたこと”が“できなくなる”ことに変わっていくことがあります。これは、本人の意識では“まだ大丈夫”と思っていても、業務上でのトラブルリスクは高まることもあります。

さらに、転倒や衝突などによつての怪我などリスクも高まってきます。

＜年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年＞

※労働者1000人当たりの死傷災害（休業4日以上）の発生件数

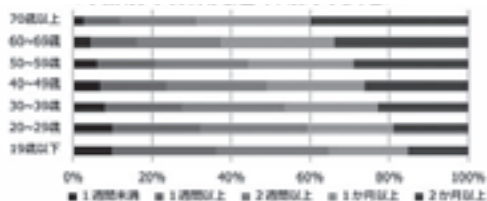


厚生労働省 エイジフレンドリーガイドラインより

怪我によつての休業期間についても長期化する傾向となっています。

特に調査データからみると「2週間以上」の割合がとて高くなっています。

〈年齢別の休業見込み期間の長さ〉



このような怪我だけでなく、傷病による入院治療などの可能性も高くなってくると思います。

【定年延長か継続雇用か】

先に記載した、希望者全員の再雇用義務については、“65歳まで”を義務の対象としています。そのため、65歳以上については、「企業が必要と認める場合」に再雇用として、その選定基準を設けることは問題ありません。

また、60歳から65歳の間であっても“義務化は雇用の継続”ということなので、1年ごとの契約内容の見直し等で労働者の方の体力・健康状態などを話し合います。そのうえで“怪我無く、良好な健康状態で、できる業務量や範囲と質”の確認を協議することが必要です。

定年延長でも、これから定年を延長するということであれば、従来の定年後の賃金制度の適用や労働時間等の働き方をシニア制度として、新たに創設し、それに見合った労働条件を構築する方が良いと思います。

加齢によって衰える能力もあり、経験値として組織に貢献できる能力もあります。“シニアには評価制度を導入しない”処遇は定年時より60%下がってそのまま変更なし。ということではなく、モチベーションを刺激する仕組みを構築するのも“義務化”と合わせて必要だと思います。

【誕生日前の自分と誕生日後の自分】

日付で能力や貢献度が変わるのではなく、健康状態や意欲・体力の状況によって変化するのだと思います。

求められる役割に応じて継続して働く。そして若手社員とは異なる評価項目などでの“公平な評価”と若干であっても“承認としての処遇”によって、モチベーションも“継続”するのだと思います。

以上

中小企業の皆さまの人材育成を応援します！

ポリテクセンター大分の 生産性向上支援訓練 オープンセミナー 受講申込受付中!!

従業員一名様から参加できるセミナーで、スキルアップが図れます。また、他社の従業員と一緒にグループワークを行うコースもあり、自社の強みや課題の気づきにつながります。

8/27(水)
大分

マーケティング・営業担当者必見!リポート獲得のために、CS調査の実施・分析手法を学ぼう!

顧客満足向上のための
CS調査とデータ分析

9/9(火)
大分

データの集計を効率的に進めたい方へ
バレット図・ヒストグラム・管理図などの
作成・活用方法を学ぼう!

品質管理に役立つグラフ活用

9/16(火)
大分

ネット広告やeコマース(EC)サイトについて、
現状・トレンド・弱み強み等、
座学とワークを通して楽しく学ぼう!

チャンスをつかむ
インターネットビジネス

9/17(水)
大分

社内外の連携を強化するために、
社内で蓄積されたデータの収集・活用方法を
事例を交えたわかりやすい講義で学ぼう!

データ活用で進める業務連携

スキルアップで
業務効率UP

申込は先着順です。定員に達した場合は申込受付を終了します。詳細は下記にお問合せください。
☎097-529-8617(生産性センター業務課)
【受付時間 9:00~16:00】

○訓練時間：9：30～16：30 ○定員：15名
○受講料（1人あたり・税込）：2,200～3,300円

詳しくは

生産性訓練 大分

検索



「景況感DIは主要3指標とも悪化」

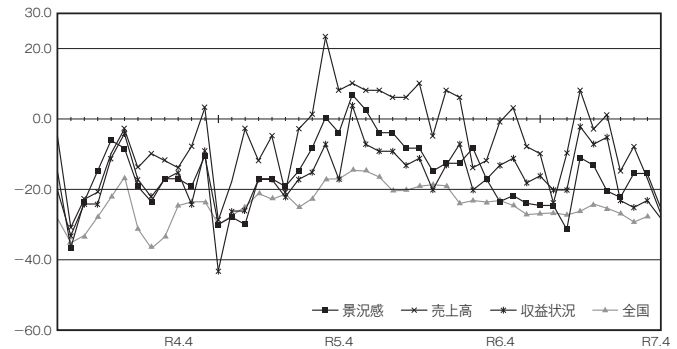
【4月の景況】

4月のDIは、9指標のうち、2指標が好転、7指標が悪化という結果となった。

主要3指標をみると、3指標とも悪化。売上高DIが先月と比較して10ポイント減少、収益状況DIは5ポイント悪化、景況感DIは9.7ポイント悪化という状況となっている。

景況感DI値

令和7年4月分



※DI(ディフュージョン・インデックス)値とは景気の動きを捉えるための指標です。
計算方法 [(増加・好転組数-減少・悪化組数)/調査対象組数]×100

		売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人数	業界の景況
製造業	食料品	☀️	☁️	☀️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️
	繊維工業	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️
	木材・木製品	☁️	☀️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️
	印刷	☁️	☁️	☀️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️
	窯業・土石製品	☁️	☁️	☀️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️
	鉄鋼・金属	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☀️	☁️
	輸送機器	☀️	☁️	☀️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☀️
非製造業	卸売業	☀️	☁️	☀️	☁️	☁️	☁️	—	☁️	☁️
	小売業	☁️	☁️	☀️	☁️	☁️	☁️	—	☁️	☁️
	商店街	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	—	☀️	☁️
	サービス業	☁️	—	☁️	☁️	☁️	☁️	—	☁️	☁️
	建設業	☁️	—	☀️	☁️	☁️	☁️	—	☁️	☁️
	運輸業	☁️	—	☁️	☁️	☁️	☁️	—	☁️	☁️

好転	☀️	やや好転	☀️	変わらず	☁️	やや悪化	☁️	悪化	☁️
----	----	------	----	------	----	------	----	----	----

Ōitakenshinyōkumiai Nipponseisakukinyūkōko
大分県信用組合 × 日本政策金融公庫
大分支店・別府支店

協調融資商品

オー エヌ
ONタッグ

大分県信用組合と日本政策金融公庫は、持続的な大分県の経済成長を実現するため、令和2年11月に覚書の締結を行いました。

【ご利用いただける方】

- ・大分県内の中小企業・小規模事業者及び農林水産事業者
- ・大分県内で創業・新規就農をお考えの方

【お使いみち】

設備資金または運転資金

【ご融資条件】

ご返済期間等のご融資条件は、大分県信用組合と日本政策金融公庫が協議のうえ決定します。

けんしんと日本公庫はそれぞれの強みを活かし「ONタッグ」でお客さまを力強くサポートします。

お問い合わせは、最寄りのけんしん、もしくは
0120-393-528



街へ 暮らしへ 気持ちいっぱい
大分県信用組合



日本政策金融公庫

大分支店(国民生活事業) TEL.097-535-0331
[農林水産事業] TEL.097-532-8491
[中小企業事業] TEL.097-532-4506
別府支店(国民生活事業) TEL.0977-25-1151

経営のお悩みをお聞かせください

あなたの会社の**経営改善**を支援します。

大分県中小企業
活性化協議会とは

産業競争力強化法に基づき
九州経済産業局から委託を受け、
大分県商工会連合会が事業運営する
公正中立な公的機関です

資金繰り

- ・資金繰りが不安
- ・資金繰表を作ったことがない
- ・税金・社会保険料等の滞納が発生してしまった

金融機関対応

- ・金融機関にどのように相談をしていいかわからない
- ・金融機関から融資が受けにくくなった
- ・過剰債務で金融機関への返済が厳しくなってきた

経営相談

- ・経営環境の変化により、業績が悪化してしまった
- ・どんぶり勘定で管理に不安がある
- ・漠然と今後どうすればいいのかわからない

事業承継・廃業

- ・従業員のためにも事業を承継したい
- ・廃業の仕方が分からない
- ・事業承継や廃業にあたり、個人保証がどうなるか心配



大分県中小企業活性化協議会へお気軽にご相談ください。

大分市金池町 3-1-64【大分県中小企業会館 6 階】 TEL:097-540-6415 FAX:097-537-8577

←スマートフォンの方はこちらから <https://oita-kyogikai.go.jp/>

ご相談無料・守秘義務厳守

大樹セレクトの医療保障のご案内

※各特約のお取り扱いには、所定の要件があります。

ケガや病気による入院などを一時金でサポート！

Point 入院1日目から、まとまった一時金を受け取れます。

Point 入院中・外来の手術、放射線治療などに、一時金で備えられます。

医療一時金サポート

総合医療サポート特約023
【基本保障型】

さらに上記の保障に加えて

充実のがん保障をご希望の方には...

Point 医療一時金サポートがん治療αなら、
抗がん剤治療やがんの疼痛緩和療養などにも、一時金で備えられます。

医療一時金サポート

がん治療α
総合医療サポート特約023
【がん治療保障充実型】

ほかにも、様々な特約があります。

がん医療
サポート特約

がん医療サポート特約023

がんによる入院やがんの三大治療
(手術・放射線治療・薬物療法)などに
一時金で備える。

女性疾病医療
サポート特約

女性疾病医療サポート特約023

がんを含む所定の女性特有の病気によ
る入院やがんの三大治療などに
一時金で備える。

オプション

3000
医療サポート

疾病特定型入院特約023

気になる病気の入院に伴う毎日の
自己負担に 日額の保障で備える。

生活習慣病型

がん型

女性疾病型

※詳しくは、「大樹セレクト(無配当保障セレクト保険)商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」
「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」 「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社 大分支社

〒870-0035 大分市中央町2丁目9番24号 大樹生命大分ビル2F 電話：097-532-0195

K-2025-1004 (2025.5)

大分銀行 ビジネスローン

事業資金として

幅広い用途でご利用いただけます。



運転
資金



設備
資金



創業
資金



**最短1日のスピード審査
ネット申込OK!**

▲ 詳細・仮申込はコチラから！

お問い合わせは窓口または下記フリーダイヤルへどうぞ

ダイレクトセンター

0120-72-0189

【受付時間】 平日 9:00 ~ 17:00



感動を、シェアしたい。
大分銀行



高めの金利設定

※当金庫内比較



選べる期間1年・2年・3年



固定金利の半年複利

個人のお客さま向けの
定期預金

マイハーベスト



人を思う。未来を思う。

商工中金

大分支店 097-534-4157

大分県大分市末広町一丁目1番18号
ニッセイ大分駅前ビル 14階

公式キャラクター
サイジヨブさん



きっとみつかる いい人、いい仕事



job sanko

ジョブ産雇

全国ネットで再就職と出向を支援します

産業雇用安定センター（ジョブ産雇）は、国及び経済・産業団体の協力により設立された公的機関です。

費用は
無料

6つの取り組みで働くと雇用をサポート

再就職希望者（求職者）

1

退職予定の方の 再就職をサポート

今までのキャリアを活かした仕事のご紹介、資格取得で新たな仕事をお考えの方をご支援します。



2

60歳以上の方のキャリアを 活かした再就職をサポート

事業主からの依頼により定年退職・再雇用終了となった方の再就職をサポートします。
離職後1年以内で60歳以上70歳までの求職者は個人登録も可能です。

企業（人事部門）

3

人材を確保したい 企業に対するサポート

人手不足や事業拡大に伴い人材確保が必要な企業から、期待する能力や経験等の人材ニーズをお伺いし、ご希望に沿った人材をご紹介します。



4

従業員のスキルアップや研修を 目的とするセミナー（有料）

管理者や新入社員への研修、コミュニケーション、リーダーシップ、ハラスメント、コンプライアンスなどのセミナーを企業のご要望を踏まえてオーダーメイドにより承ります。

各種出向で企業と社員をサポート

5

雇用を維持するための 在籍型出向をサポート

経済環境の変化や自然災害・感染症等の影響により、雇用の維持に苦慮する企業の社員の雇用を守るため、他の企業への在籍型出向（雇用シェア）の活用をサポートします。

6

社員の人材育成やキャリア アップの出向をサポート

社員の人材育成や他の企業との交流を目的とする出向、社員が自発的なキャリアアップを希望する際の出向をサポートします。



公益財団法人 産業雇用安定センター（ジョブ産雇）大分事務所

〒870-0021 大分市府内町 3-4-20 大分恒和ビル 7 階

TEL 097-538-0512 FAX 097-540-5420

詳しくはこちら▶



～ 大分県経営安心借換資金のご案内 ～

本制度は、金利上昇や人件費高騰などの影響により、増加した負債の返済に悩む事業者の方が借換を行い、資金繰りの安定を図ることを目的とした保証制度です。ぜひご利用下さい。

ご利用いただける方

既往借入金の借換えを行う方で、以下のいずれかの認定等を受けた方

- ①セーフティネット保証5号
- ②最近1カ月間の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同月比で5%以上減少
- ③最近1カ月間の売上高総利益率又は売上高営業利益率が直近決算の同指標と比較して5%以上減少
- ④直近決算の売上高総利益率又は売上高営業利益率が直近決算前期の同指標と比較して5%以上減少

制度概要

保証限度額	2億8,000万円
資金使途	既存借入金の借換えを含む 設備・運転資金
保証期間	15年以内（うち据置5年以内）
貸付金利	7年まで年1.6% 10年まで年1.8% 15年まで年2.2%
担保	必要に応じて
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年0.15%～0.65% ※SN認定の場合は0.45%
その他	セーフティネット5号認定または売上等減少要件確認書の提出が必要となります。



信頼、提案、飛躍、夢またひとつ新時代へ

大分県信用保証協会

【お問合せ先】

保 証 部：保証一課(097-532-8246)
 保証二課(097-532-8247)
 創業・連携推進課(097-532-8295)
 経営支援部：経営支援一課(097-532-8296)
 経営支援二課(097-532-8297)